

令和 7 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、U I J ターン就職の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業の対象となる U I J ターン就職希望者として登録し、市内事業所等に採用決定後に移住した者が扶養する児童又は生徒の当市への移住に伴う転校に係る学用品等の購入経費を予算の範囲内において、令和 7 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金として交付するものとし、その助成金の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所等 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものをいう。
- (2) 雇用 週 30 時間以上の無期雇用契約に基づく雇用をいう。

(交付対象者)

第 3 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所等への雇用を条件に採用され、その後に移住した U I J ターン就職希望登録者（ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 U I J ターン就職希望者登録制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日実施）に基づく U I J ターン就職希望者として登録を受けている者をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 申請者本人が採用された市内事業所等の代表者と 3 親等以内の親族関係にないこと。
- (3) 移住元と移住先いずれにおいても高校生以下（申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の者。ただし同年度の 4 月 2 日が誕生日の者は対象とする。）の扶養家族を有し、かつ同居していること。
- (4) 扶養家族が、移住後に遅滞なく八戸市内の小学校、中学校、高等学校等に転校していること。

(助成金の額)

第 4 助成金の額は、小学校、中学校、高等学校等に在籍する扶養家族一人あたり一律 4 万円とする。

(交付申請等)

第5 規則第3条の交付申請書は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）のとおりとする。

2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 採用通知書等の写し（雇用に係る契約期間、就業場所、労働時間などの労働条件が確認できるもの）
- (3) 就学若しくは在学を証明する書類
- (4) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (5) 移住後の転入した日がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (6) 移住前の住所が前号の書類に記載されていない場合にあっては、日本国内の青森県、岩手県及び秋田県を除く地域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類その他移住前の住所を明らかにする書類として市長が適当と認めるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類について、既にほんのり温ったか八戸移住計画支援事業に係る申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 申請者は、移住後の転校の手続きが完了した日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、助成金の交付を申請しなければならない。

5 第1項の申請書兼実績報告書及び第2項各号に掲げる書類が提出されたときは、規則第12条に規定する報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第6 規則第5条の規定による通知は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金交付決定兼確定通知書（別記第3号様式）のとおりとする。

2 市長は、助成金を交付しないことと決定したときは、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の通知書を送付したときは、規則第13条に規定する通知を行ったものとみなす。

(交付時期)

第7 助成金は、第6の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者の請求に基づき、一括交付する。

(交付決定の取消し等)

第8 市長は、規則第15条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が助成金の交付を不適當と認めたとき。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。